

# 労災保険から 放射線被ばくによるがんなどの疾病の 補償制度のお知らせ

原子力発電所構内での作業や医療機関でのX線検査などの業務に従事し、放射線に被ばくしたことが原因で疾病を発症した場合には、労災保険給付を受けることができます。

放射線に被ばくしたことによって発症するおそれのある疾病は下記のようなものがあります。業務で放射線に被ばくしたことでこのような疾病を発症したと思われる方は、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

## 放射線被ばくによって発症するおそれのある疾病

### ○放射線による悪性新生物（がん）

白血病、非ホジキンリンパ腫、悪性黒色腫、胃がん、咽頭がん、肝がん、結腸がん、甲状腺がん、喉頭がん、骨肉腫、食道がん、膵がん、多発性骨髄腫、脳腫瘍、肺がん、皮膚がん、膀胱がんなど

### ○放射線障害等

白内障、皮膚潰瘍などの皮膚障害 など

## 労災補償の考え方

肺がん等の固形がんについては当面の労災補償の考え方を次のとおり整理しています。

- ①被ばく線量が100mSv以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まること
- ②放射線被ばくからがん発症までの期間が少なくとも5年以上であること
- ③放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること

などを含めて、総合的に検討します。

※労災請求がなされた場合には、労働基準監督署で被ばく線量や発症までの経過などを調査し、かかった病気が業務上の事由によるものかを判断します。

※枠内以外の疾病でも放射線被ばくによるものとして労災補償の対象となることがありますので、まずは、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

## 労災保険給付の種類

### 療養補償給付

- (1) 労災病院などの労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- (2) やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合は、いったん治療費を負担していただきますが、後で請求することにより、負担した金額の全額が支給されます。
- (3) 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば全額が支給されます。

<裏面もご覧下さい>

資料3

健康管理手帳を交付する業務を選定する際の考え方について

1 健康管理手帳制度の概要

健康管理手帳制度は、労働安全衛生法第67条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第23条各号に掲げる、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則第53条第1項に規定する一定の要件を満たす者について、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、無償で健康診断を実施する制度である。

現在、健康管理手帳の交付対象とされる業務は13業務であり、平成29年末における累積交付数の合計は約7万件である。

2 健康管理手帳交付の考え方

労働安全衛生法第67条、労働安全衛生法施行令第23条に規定する健康管理手帳交付対象業務については、平成7年12月4日付けで労働省（当時）の検討会が取りまとめた「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」において、以下の①～③のいずれの要件も満たす物質の取扱業務等を健康管理手帳の交付対象とするべきであるとされている。

- ① 当該物質等について重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること
  - イ 製造等禁止物質
  - ロ 製造許可物質
  - ハ その他の規制物質等（※1）
- ② 当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）が業務に起因する疾病として認められていること
  - イ 労働基準法施行規則別表第1の2第7号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」等
  - ロ 中央労働基準審議会（現労働政策審議会）の議を経て労働大臣の指定する疾病として、告示により指定された疾病（同別表第1の2第10号）（※2）
- ③ 当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること（※3）

年月	法令等	対象者
昭和31年5月	売春防止法成立	性行または環境に照らして売春を行う恐れのある女子
昭和45年10月	厚生省通知	当面転落する恐れは認められないが、正常な社会生活を営む上において、障害となる問題を有する者等
平成14年4月	DV法施行	配偶者からの暴力を受けた者
平成16年8月	厚生労働省通知	人身取引被害者
平成25年7月	内閣府通知	ストーカー被害者

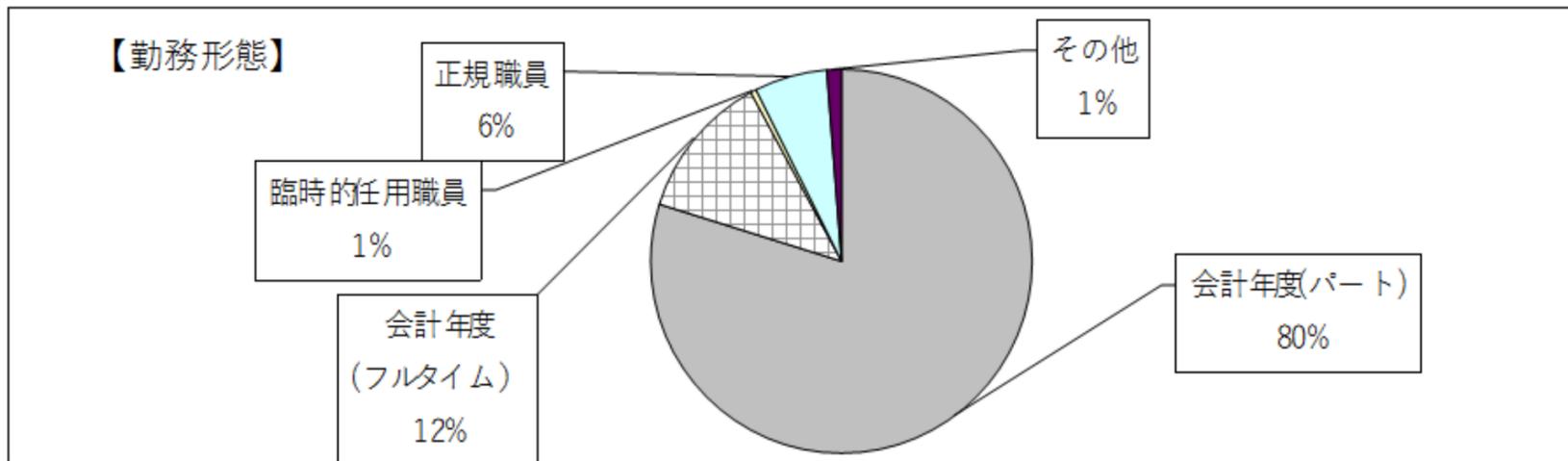
出所：厚生労働省提供資料を基に阿部知子事務所作成

## 全国婦人相談員連絡協議会会員アンケート調査結果（抜粋）

### 2. 勤務状況について

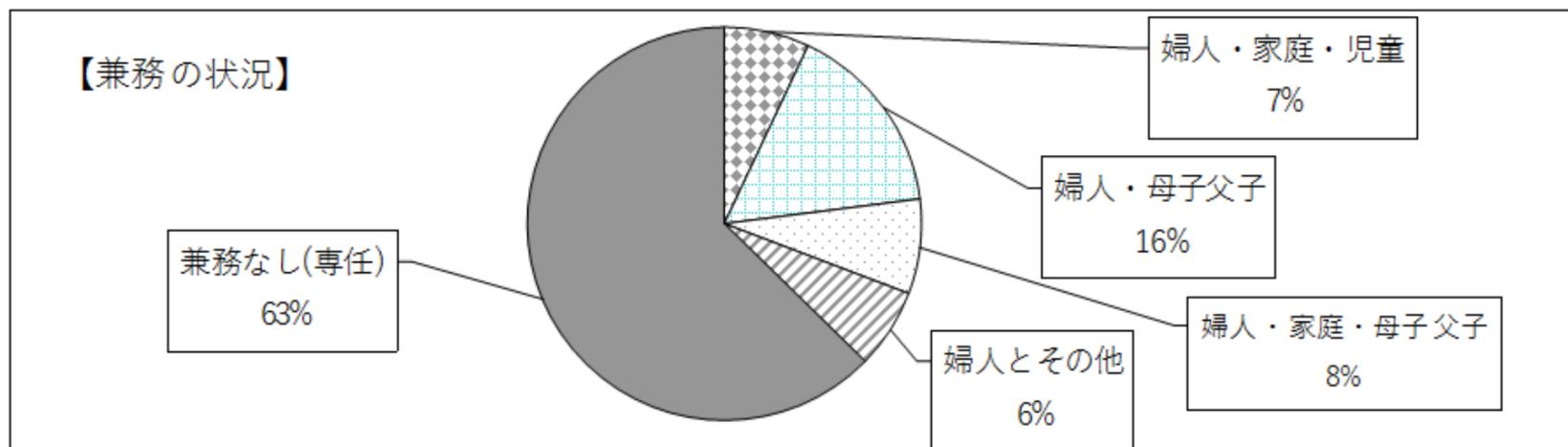
#### (1) 勤務形態について

会計年度任用職員が92%で、正規職員は6%、その他は1%であった。



#### (2) 兼務に関して

「兼務していない」が6割強。兼務の状況は「母子・父子自立支援員」「家庭児童相談員」との兼務が多く、昨年度と大きな変化は無い。



#### (3) 経験年数

「3年未満」32%、「3～5年未満」21%で、経験年数5年未満の相談員が半数以上を占めている。

